

(資料編Ⅱ-2-4-1) 関係する機関との連携強化と人材育成に係る図上訓練一覧

	実施日	テーマ	主な参加機関
1	令和2年7月27日	大規模停電時の電気施設復旧	東京電力パワーグリッド、NTT東日本、陸上自衛隊 埼玉県(直轄、県民生活部、県土整備部、危機管理防災部ほか)
2	令和2年8月31日	緊急避難場所における避難者の人命確保	東京電力パワーグリッド、陸上自衛隊、さいたま市 埼玉県警察本部、埼玉県(企業局、危機管理防災部ほか)
3	令和2年10月19日	高齢者福祉施設の浸水被害への対応	埼玉県老人福祉施設協議会、戸田市、戸田市消防本部 埼玉県警察本部、埼玉県(福祉部、危機管理防災部ほか)
4	令和2年12月23日	風水害における断水時の応急給水	陸上自衛隊、航空自衛隊 さいたま市、川口市、蕨市、戸田市 埼玉県(保健医療部、企業局、危機管理防災部ほか)
5	令和3年10月28日	大規模停電時の電源車配備と非常用燃料の確保	東京電力パワーグリッド、東京ガス、三菱自動車工業 埼玉県ガス協会、埼玉県LPガス協会、川口市、蕨市、戸田市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
6	令和3年12月1日	浸水害時の避難・救助	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台、さいたま市消防局 川口市消防局、蕨市消防本部、川口市、蕨市、戸田市 陸上自衛隊、埼玉県警察本部 埼玉県(県土整備部、危機管理防災部ほか)
7	令和3年12月24日	浸水害時の新型感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営	埼玉県冷凍空調工業会、東日本段ボール工業組合 埼玉県電気工事工業組合、朝霞市、志木市、和光市、新座市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
8	令和4年1月31日	浸水害時における救援物資の供給	埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会、埼玉県生活協同組合連合会、セブンイレブン・ジャパン、カインズ 行田市、加須市、羽生市、久喜市 内閣府、埼玉県(企画財政部、危機管理防災部ほか)
9	令和4年2月16日	風水害時の断水への応急給水	日本水道協会、坂戸・鶴ヶ島水道企業団 陸上自衛隊第、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町 埼玉県(企業局、危機管理防災部ほか)
10	令和4年3月22日	浸水害時の土砂災害に伴う救出・救助	埼玉県建設業協会、埼玉県解体業協会、埼玉県葬祭業協同組合、埼玉西部消防局、西入間広域消防組合 入間市、毛呂山町、越生町 埼玉県警察本部、埼玉県(環境部、危機管理防災部ほか)
11	令和4年8月3日	風害における大規模停電への対応	東京電力パワーグリッド、埼玉県LPガス協会 陸上自衛隊、深谷市、美里町、寄居町 埼玉県(福祉部、保健医療部、農林部、県土整備部、危機管理防災部ほか)
12	令和4年9月14日	新型感染症対策を踏まえた避難所の運営	イオンリテール、セブンイレブン・ジャパン、カインズ 陸上自衛隊、春日部市、蓮田市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
13	令和4年10月26日	大規模地震時における建物損壊等への対応	東京電力パワーグリッド、東京ガスネットワーク 草加八潮消防局、川口市、草加市、八潮市、三郷市 埼玉県警察本部、埼玉県(県土整備部、都市整備部、危機管理防災部ほか)
14	令和4年12月1日	大雪災害時における降雪被害への対応	東京電力パワーグリッド 秩父消防本部、陸上自衛隊、秩父市、小鹿野町、神川町 埼玉県警察本部、埼玉県(保健医療部、農林部、県土整備部、危機管理防災部ほか)
15	令和5年1月25日	大規模地震時における火災、帰宅困難者対応	JR東日本、東武鉄道、埼玉新都市交通、埼玉県バス協会、さいたまアリーナ さいたま市消防局、さいたま市、志木市 埼玉県警察本部、埼玉県(保健医療部、都市整備部、危機管理防災部ほか)
16	令和5年2月15日	風水害時における避難所の公衆衛生対策	埼玉県一般廃棄物連合会、埼玉県下水道公社 陸上自衛隊、越谷市、吉川市、松伏町 埼玉県(環境部、保健医療部、下水道局、危機管理防災部ほか)
17	令和5年7月25日	国民保護(ミサイル)事案への初動対応	東京電力パワーグリッド、陸上自衛隊 さいたま市消防局、さいたま市、川口市、新座市 埼玉県警察本部、埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
18	令和5年9月13日	風水害時における避難所運営と避難者への支援	日本赤十字社埼玉県支部、日本栄養士会、埼玉県栄養士会 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
19	令和5年10月19日	大規模地震における道路啓開、火災への対応	東京電力パワーグリッド、NTT東日本、埼玉県建設業協会、埼玉県レッカー事業協同組合 埼玉県中央広域消防本部、鴻巣市、桶川市、北本市 埼玉県(県土整備部、危機管理防災部ほか)
20	令和5年11月29日	平野部における大雪被害への対応	東京電力パワーグリッド、JR東日本 上尾市消防本部、上尾市、蓮田市、白岡市 埼玉県(農林部、県土整備部、危機管理防災部ほか)
21	令和6年1月11日	大規模地震時における帰宅困難者への対応	JR東日本、秩父鉄道、セブンイレブン・ジャパン、埼玉県バス協会、熊谷ホテル旅館組合、熊谷市文化センター 熊谷市、行田市、本庄市、深谷市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
21	令和6年3月19日	火山噴火時における降灰被害への対応	東京電力パワーグリッド、JR東日本、NTT東日本、ドコモCS 熊谷地方気象台、草加市、三郷市、吉川市 埼玉県(県土整備部、危機管理防災部ほか)

(資料Ⅱ-2-4-2) 防災基地一覧

No	名称	所在地	敷地面積	自家発	ヘリポート
		アクセス	接続道路	駐車台数	避難所指定
		備考			
1	越谷防災基地	越谷市大字北後谷4	5, 285㎡	有	有
		東北自動車道浦和IC、国道463号	県道324号	—	無
		備蓄倉庫(延床377㎡)。協定に基づき県民健康福祉村（消防進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点）と一体で使用。			
2	新座防災基地	新座市新塚5077-5	20, 000㎡	有	有
		東京外環自動車道と光IC、国道254号	県道108号	—	無
		備蓄倉庫(延床1, 670㎡)、消防進出拠点。陸上自衛隊朝霞駐屯地が隣接。			
3	秩父防災基地	小鹿野町大字長留2936-1	11, 983㎡	有	有
		関越自動車道花園IC、国道140号	県道208号	—	無
		備蓄倉庫(延床653㎡)。秩父ミュージアムパーク（消防進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点）と連携して使用。			
4	中央防災基地	川島町上谿111-1	76, 906㎡	有	有
		圏央道川島IC、国道254号	県道339号	—	無
		備蓄倉庫(延床1, 891㎡)、警察・消防進出拠点。覚書に基づき川島ひばりが丘特別支援学校と一体で使用。			
5	熊谷防災基地	熊谷市大字上川上300	99. 7万㎡	有	有
		関越自動車道花園IC、国道140号、国道17号バイパス 東北自動車道羽生IC、国道125号バイパス	県道83号 県道303号	1, 234台	無
		備蓄倉庫(延床面積1, 278㎡)、彩の国くまがやドーム(延床約14, 000㎡)。協定に基づき熊谷スポーツ文化公園（警察進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点）と一体で使用。			

(資料編Ⅱ-2-4-3) 県営公園一覧

※所管は北本自然観察公園が環境部、北浦和公園とさきたま古墳公園が教育局、その他は都市整備部

<開設 22 公園>

(令和5年4月1日現在)

No	名称	所在地	開設面積	駐車台数
1	大宮公園	さいたま市大宮区高鼻町地内外	67.8ha	605台
2	戸田公園	戸田市戸田公園地内	35.2ha	54台
3	上尾運動公園	上尾市愛宕地内外	37.1ha	1,315台
4	北浦和公園	さいたま市浦和区常盤九丁目地内	3.5ha	なし
5	さきたま古墳公園	行田市大字埼玉地内外	42.0ha	328台
6	久喜菖蒲公園	久喜市河原井町地内外	40.0ha	276台
7	所沢航空記念公園	所沢市並木一丁目地内	50.2ha	586台
8	しらこぼと公園	越谷市砂原地内外	31.1ha	1,120台
9	こども動物自然公園	東松山市大字田木地内外	79.2ha	763台
10	秩父ミュージアムパーク	秩父市別所地内外	117.9ha	816台
11	羽生水郷公園	羽生市三田ヶ谷地内外	53.6ha	1,100台
12	みさと公園	三郷市高州三丁目地内	16.9ha	331台
13	川越公園	川越市大字池辺地内外	39.6ha	2,533台
14	和光樹林公園	和光市広沢地内	20.2ha	358台
15	熊谷スポーツ文化公園	熊谷市上川上地内外	88.3ha	1,400台
16	加須はなさき公園	加須市船越地内外	36.2ha	1,316台
17	北本自然観察公園	北本市石戸宿三丁目地内外	27.3ha	95台
18	彩の森入間公園	入間市向陽台二丁目地内	15.0ha	216台
19	狭山稲荷山公園	狭山市稲荷山一丁目地内	16.5ha	101台
20	まつぶし緑の丘公園	松伏町大字大川戸地内	26.5ha	488台
21	権現堂公園	幸手市大字外国府間地内外	34.8ha	218台(1号) 279台(2号) 130台(3号) 500台(4号)
22	春日部夢の森公園	春日部市下大増新田地内	14.0ha	129台

(資料編Ⅱ-2-4-4) 防災拠点校一覧

No	名称	所在地	地震時	水害時（＊１）
1	川口高等学校	川口市新井宿諏訪山963	○	○
2	川口工業高等学校	川口市南前川1-10-1	○	△
3	所沢商業高等学校	所沢市林2-88	○	○
4	川越工業高等学校	川越市西小仙波町2-28-1	○	○
5	越谷北高等学校	越谷市大泊500-1	○	△
6	和光高等学校	和光市新倉3-22-1	○	△
7	南稜高等学校	戸田市美女木4-23-4	○	△
8	豊岡高等学校	入間市豊岡1-15-1	○	○
9	久喜工業高等学校	久喜市野久喜474	○	△
10	鴻巣女子高等学校	鴻巣市天神1-1-72	○	○
11	羽生実業高等学校	羽生市羽生323	○	△
12	幸手桜高等学校	幸手市北1-17-59	○	○
13	熊谷西高等学校	熊谷市三ヶ尻2066	○	△
14	浦和北高等学校	さいたま市桜区五関595	○	△
15	浦和西高等学校	さいたま市浦和区木崎3-1-1	○	○
16	大宮高等学校	さいたま市大宮区天沼町2-323	○	○
17	本庄高等学校	本庄市柏1-4-1	○	△
18	草加高等学校	草加市青柳5-3-1	○	△
19	飯能高等学校	飯能市本町17-13	○	○
20	松山女子高等学校	東松山市和泉町2-22	○	○
21	川越高等学校	川越市郭町2-6	○	○
22	進修館高等学校	行田市長野1320	○	△
23	杉戸高等学校	杉戸町清地1-1-36	○	△
24	いずみ高等学校	さいたま市中央区円阿弥7-4-1	○	○
25	春日部高等学校	春日部市粕壁5539	○	△
26	上尾高等学校	上尾市浅間台1-6-1	○	○
27	越ヶ谷高等学校	越谷市越ヶ谷2788-1	○	△
28	浦和第一女子高等学校	さいたま市浦和区岸町3-8-45	○	○
29	深谷商業高等学校	深谷市原郷80	○	△
30	蕨高等学校	蕨市北町5-3-8	○	△
31	春日部女子高等学校	春日部市粕壁東6-1-1	○	△
32	朝霞高等学校	朝霞市幸町3-13-65	○	○

33	蓮田松韻高等学校	蓮田市黒浜4088	○	○
34	坂戸高等学校	坂戸市上吉田586	○	△
35	新座柳瀬高等学校	新座市大和田4-12-1	○	△
36	岩槻商業高等学校	さいたま市岩槻区太田1-4-1	○	○
37	狭山経済高等学校	狭山市稲荷山2-6-1	○	○

* 1 市町村の浸水想定ハザードマップにおいて、浸水想定区域内に立地している学校を△としている。

※ 旧玉川工業高校（所在地：ときがわ町玉川 903）は備蓄倉庫のみ残存。

（資料編Ⅱ-2-4-5）舟運輸送拠点一覧

No	名称	所在地
1	芝川マリーナ	川口市弥平3-12-8
2	大場川マリーナ	八潮市古新田出津9-1
3	川口緊急用船着場	川口市舟戸町地先
4	朝霞緊急用船着場	朝霞市上内間木地先
5	あきがせ緊急用船着場	志木市宗岡地先
6	戸田緊急用船着場	戸田市大字堤外地先
7	三郷緊急用船着場	三郷市三郷地先

（資料編Ⅱ-2-4-6）大規模施設一覧 ※所管は都市整備部

No	名称	所在地
1	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市緑区美園二丁目地内
2	さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8番地

(資料編Ⅱ-2-4-7) 広域支援拠点・災害時物流応援団地一覧

(広域支援拠点)

No	名称	所在地
1	株式会社カインズ	本庄市早稲田の杜1-2-1
2	株式会社ジョイアス・フーズ	児玉郡上里町大御堂673-1
3	キッコーマン株式会社	久喜市清久町43-1
4	関東グリコ株式会社	北本市中丸9-55
5	日本工業大学	南埼玉郡宮代町学園台4-1
6	駿河台大学	飯能市大字阿須698
7	川越総合卸売市場株式会社	川越市大字大袋650
8	埼玉県トラック総合教育センター	深谷市黒田2091-1

(災害時応援団地)

No	名称	所在地
1	協同組合熊谷流通センター	熊谷市問屋町2-4-1
2	埼玉県南卸売団地協同組合	さいたま市見沼区卸町1-7
3	越谷流通団地運営協議会	越谷市流通団地1-1-20
4	川越総合卸売市場株式会社	川越市大字大袋650

埼玉県防災航空隊総合運航規程

平成 23 年 3 月 28 日
危機管理防災部長決裁(制定)

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条から第 3 条）
- 第 2 章 運航体制（第 4 条から第 15 条）
- 第 3 章 運航管理（第 16 条から第 22 条）
- 第 4 章 緊急運航（第 23 条から第 32 条）
- 第 5 章 安全管理（第 33 条、第 34 条の 2）
- 第 6 章 教育訓練（第 35 条、第 36 条）
- 第 7 章 施設管理（第 37 条、第 38 条）
- 第 8 章 事故防止対策等（第 39 条から第 41 条）
- 第 9 章 雑則（第 42 条、第 43 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成 22 年埼玉県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、県の防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効率的な運航を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第 2 条 航空機の運航については、関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防防災業務 航空機を使用して行う災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動、救急活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に係る業務
- (2) 航空機等 航空機、航空機用装備品、活動用装備品、附属品、整備用工具類、その他航空機の整備等に必要な資機材
- (3) 航空隊員 防災航空センターに所属し、航空機に搭乗して消防防災業務に従事する職員
- (4) 機長 航空機に搭乗する操縦士のうち、主に操縦業務に従事し、その運航に権限と責任を有する者

第 2 章 運航体制

（総括管理者）

第 4 条 防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運営及び航空機の運航管理を総括するため、

総括管理者を置く。

2 総括管理者には、危機管理防災部長をもってこれに充てる。

3 総括管理者は、航空隊の適正かつ円滑な運営及び航空機の安全かつ効果的、効率的な運航管理に努めなければならない。

(運航責任者)

第5条 航空隊の指揮監督及び航空機の運航管理に関する事務を担当するため、運航責任者を置く。

2 運航責任者には、防災航空センター所長をもってこれに充てる。

3 運航責任者は、消防防災業務を最も安全かつ効果的、効率的に遂行できるよう航空機を運航しなければならない。

4 運航責任者は、運航の目的及び能力を勘案した航空機の運用及び搭乗人員の基準を定めるものとする。

5 運航責任者に事故があるときは、消防課長がその職務を代行する。

(運航安全管理者)

第6条 航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第4号。以下「基準」という。）第13条に規定

する教育訓練等基本計画及び基準第14条に規定する教育訓練等実施計画の立案、これらの業務に必要な調査研究等を行うため、運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は、運航委託会社の上位機長をもってこれに充てる。

(航空隊の編成)

第7条 航空隊の構成員は、隊長、隊長補佐、副隊長及び隊員とする。

2 隊長補佐、副隊長及び隊員は、運航責任者が指名する。

3 隊長は、副隊長及び隊員を班（以下「クルー」という。）に編成し、各クルーごとの責任者は原則として副隊長とする。

(航空隊員の責務)

第8条 航空隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(隊長の任務)

第9条 隊長は、上司の命を受け、隊長補佐、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

2 隊長に事故があるときは、隊長補佐がその職務を代行する。

(隊長補佐の任務)

第10条 隊長補佐は、隊長を補佐し、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

2 隊長補佐に事故があるときは、副隊長がその職務を代行する。

(副隊長の任務)

第11条 副隊長は、隊員を指揮監督し、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

(隊員の任務)

第 12 条 隊員は、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

(運航機及び搭乗者の指定)

第 13 条 隊長は、航空隊の消防防災業務の遂行に当たり、第 5 条第 4 項により定める基準に基づき当該活動に供する航空機を指定した上で当該航空機に搭乗する操縦士、整備士及び航空隊員を指定するとともに、運航目的及び任務等を明示し、当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(機長の権限と職責)

第 14 条 機長は、航空機に乗り組みその職務を行う全ての者を指揮監督するとともに、運航の安全に責任を負う。

2 機長は、次条に規定する運航指揮者に対し、安全のために必要な指示を行うことができる。

3 機長は、前二項で規定する権限に属する事項を除き、運航責任者、及び隊長の指示に従って消防防災業務を実施するものとする。

(運航指揮者の指定と権限)

第 15 条 隊長は、航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、原則として副隊長をもってこれに充てる。

3 運航指揮者には、機長の権限に属する事項を除き、航空隊員を指揮監督し、消防防災業務を遂行するものとする。

4 運航指揮者は、消防防災業務を遂行するために必要なときは、機長に対して安全を確認し、たとえば航空機の運航に関して要望することができる。

(運航体制)

第 16 条 航空隊は、24 時間体制で活動する。

第 3 章 運航管理

(運航する航空機等)

第 17 条 運航責任者は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を運航の用に供してはならない。

2 運航責任者は、装備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(有資格者の確認等)

第 18 条 運航責任者は、航空機の操縦業務及び整備業務に従事する者が、法第 22 条に規定する適正な航空従事者技能証明を有することを確認しなければならない。

2 運航責任者は、航空機の操縦業務に従事する者が、法第 31 条に規定する航空身体検査証明を受けていることを確認しなければならない。

3 運航責任者は、前 2 項に規定する確認のため、航空機の運航業務を受託する者に対し、それらを証明する書類の提出を求めるものとする。

(運航範囲)

第 19 条 航空機は、次の各号に掲げる消防防災業務等で、その特性を十分に発揮することがで

き、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 管理運営活動
- (9) 一般行政活動
- (10) その他総括管理者が必要と認める活動

2 運航の分類は別に定める。

(運航の種類)

第20条 航空機の運航は緊急運航及び通常運航とする。

2 緊急運航は、前条第1項第1号から第5号に規定する運航とする。

3 通常運航は、前条第1項第6号から第10号に規定する運航とする。

(運航時間帯)

第21条 航空機の運航時間帯は、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、有視界気象状態における夜間（日没から日の出までの間をいう。）の運航で、その安全が確保できると認められる場合は、この限りでない。

(夜間の運航制限)

第22条 23時から翌朝5時までの間の運航は、1回を限度とする。

2 日の出前後からの緊急運航が決定している場合は、前日22時から当該緊急運航までの間に新たな運航を行ってはならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる活動の場合は適用しない。

(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に規定する緊急消防援助隊の活動として総務省消防庁から出場要請を受けた場合の活動及びさいたま市から緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する応援要請を受けた場合の活動

(2) 総括管理者が必要と認める活動

(運航計画)

第23条 運航安全管理者は、消防防災業務等を適正かつ効果的、効率的に行うため航空機の運航計画を立案するものとする。

2 運航責任者は、第1項の運航計画に基づき、年度訓練等実施計画（様式第1号）及び月間業務計画（様式第2号）を定めるものとする。

第4章 緊急運航

(緊急運航)

第24条 緊急運航は、通常運航に優先する。

2 通常運航中に緊急運航を要する事態が発生したときは、運航責任者は、直ちに通常運航を中止し、緊急運航への移行を命じなければならない。

(緊急運航の基本要件)

第 25 条 緊急運航は、条例第 4 条の規定を満たす場合に実施するものとする。

(出場に必要な気象条件)

第 26 条 防災航空センターの気象が次の状況で、有視界気象状態であることを出場に必要な条件とする。

(1) 雲底高度 1,000 フィート以上

(2) 風速 45kt 以下

(緊急運航の実施基準)

第 27 条 緊急運航の実施基準はそれぞれ次のとおりとし、必要な事項は別に定める。

(1) 災害応急対策活動

ア 情報収集を必要とする場合

イ 警戒又は指揮支援を必要とする場合

ウ 避難誘導又は広報を必要とする場合

エ 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合

(2) 火災防御活動

ア 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合

イ 林野火災で、航空機の活動が必要な場合

ウ 密集地における建物火災で、3 棟以上又は延べ面積 300 m²以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合

エ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合

オ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合

カ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合

(3) 救助活動

ア 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合

イ 上記のほか航空機による人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

ア 救急車による搬送が不可能な場合

イ 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合

ウ 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

ア 第 22 条第 3 項第 1 号に掲げる活動の場合

イ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による応援要請があった場合

ウ 他の地方公共団体との協定に基づく応援要請があった場合

(緊急運航の要請)

第 28 条 航空機の緊急運航の要請は、運航責任者に対して行うものとする。

2 前項の要請は、運航責任者に対して、電話により速報後、防災航空隊出場要請（受信）書（様式第 3 号）をファクシミリで送付することにより行うものとする。ただし、前条第 5 号の活動の場合は、要請側で定める方法によるものとする。

(緊急運航の決定)

第 29 条 運航責任者は、前条第 1 項の要請を受けた場合は出場の可否を速やかに決定し、その結果を直ちに出場要請者に回答するものとする。

2 運航責任者は、前項の決定に当たり、運航安全管理者及び機長に対して出場決定確認票（様式第 4 号）により運航の可否の確認を求めるものとする。

3 運航責任者は、発災時の状況により当該発災市町村が航空機の出場を要請する暇がないと認める場合又は極めて緊急性が高い災害の発生を覚知した場合は、直ちに緊急運航を命じなければならない。

4 運航責任者は、出場の決定をした場合は、直ちに隊長に対して航空隊の出場を命じるとともに、消防課長を通じて総括管理者にその内容を報告しなければならない。

(出場)

第 30 条 隊長は、前条第 4 項の規定により出場命令を受けたときは、速やかに航空隊を出場させるものとする。

(帰投又は活動の停止)

第 31 条 運航責任者は、出場要請団体から災害が鎮静したため航空機の活動が必要ない旨通告を受けた場合は、速やかに帰投命令を発するものとする。

2 機長は、航空機の運航に当たり、気象条件、現場の地形、気流、活動内容及び機体の性能を総合的に勘案し、飛行の安全が確保できないと判断するときは航空機の活動を停止するものとする。

3 運航責任者は運航安全管理者の助言及び前項の場合のほか、災害現場の状況等により運航の安全が確保できないと認めた場合は総合的に判断し、出場要請者と連絡をとった上で直ちに帰投命令又は活動停止命令を発しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第 32 条 運航指揮者は、緊急運航によって把握した災害の実態等について、速やかに隊長に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、災害活動報告書（様式第 5 号）を作成し、災害活動の状況について速やかに隊長に報告しなければならない。

3 運航指揮者は、緊急運航のうち、ドクターヘリコプターの出場を行ったときは、救急活動記録票（様式第 6 号）を作成し、前項の報告に併せ、救急活動の状況について速やかに隊長に報告しなければならない。

4 隊長は、前 3 項に掲げる報告を受けたときは、速やかに運航責任者及び運航安全管理者に報告しなければならない。

5 運航責任者は、前項の報告を受けたときは、災害活動の状況について、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(被災地の映像情報による報告)

第 33 条 隊長は、災害が発生し総括管理者等に対しリアルタイムで被災地の状況を映像情報により報告する必要があると認める場合、又は総括管理者等から当該被災地の状況について映像情報により報告を命じられた場合は、ヘリコプターテレビ映像電送システム又はヘリコプター衛星通信システムにより報告するものとする。

2 隊長は、前項の場合においてヘリコプターテレビ映像電送システム又はヘリコプター衛星

通信システムの有効性が確認できない場合及び操作により航空隊員の消防防災業務を阻害すると認める場合は、前項の規定にかかわらず映像情報による報告を一時停止することができる。

第5章 安全管理

(安全管理)

第34条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣が定める航空機の運用限界等指定書に基づく消防防災業務の適正な執行体制及び航空機事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、航空隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空機事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

(安全確保)

第35条 隊長及び隊長補佐は、資機材、装備、訓練施設等の適正な管理及び運用を図るとともに、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務等の適正な執行に努め、安全確保に万全を期さなければならない。

- 2 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が安全かつ効果的、効率的に遂行できるよう努めなければならない。
- 3 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、消防防災業務の遂行に当たっては運航指揮者の指揮のもと統制ある行動をとり、隊員相互に安全に配慮して危害防止に努めなければならない。
- 4 操縦士は、常に安全を最優先して消防防災業務を実施しなければならない。
- 5 整備士は、航空機を安全に運航できるよう、航空機の状態を正確に把握し、的確な整備を実施しなければならない。

(アルコールの影響による消防防災業務への従事制限)

第35条の2 航空隊員は、飲酒後8時間以内又はアルコールの影響によって正常な消防防災業務ができないおそれがある場合は、消防防災業務を行ってはならない。

- 2 前項のアルコールの影響によって正常な消防防災業務ができないおそれがある場合とは、身体に血液1リットルにつき0.2グラム以上又は呼気1リットルにつき0.09ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合をいう。
- 3 運航責任者は、別に定める要領により、航空隊員に対し勤務開始前にアルコール検査を行わなければならない。
- 4 運航責任者は、航空隊員に対しアルコールに関する教育を定期的の実施しなければならない。

第6章 教育訓練

(航空隊員の教育訓練)

第36条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、消防防災業務を安全かつ効果的、効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

3 隊長は、前2項のほか、計画的に実機による基礎教育訓練及び救出救助等の錬成教育訓練を実施しなければならない。

(操縦士の教育訓練)

第37条 運航責任者は、操縦技量及び緊急事態発生時の対処能力を向上させるため、計画的に操縦士の訓練を実施しなければならない。

第7章 施設管理

(施設管理)

第38条 運航責任者は、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第39条 運航責任者は、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場を選定しなければならない。

2 隊長は、前項に規定する離着陸場を調査し、常にその実態を把握しておかなければならない。

3 夜間離着陸可能な飛行場外離着陸場の基準は別に定める。

第8章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第40条 総括管理者は、航空事故が発生した場合又は発生した疑いのある場合若しくは発生するおそれのある場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第41条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、人命及び財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を直ちに運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、運航安全管理者の助言及び前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第42条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、その旨を知事に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合は、直ちに原因及び損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第9章 雑則

(記録)

第43条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録等を備え消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第 44 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 埼玉県防災航空隊運営管理要綱（平成 17 年 3 月 29 日環境防災部長決裁）
及び埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領（平成 3 年 4 月 1 日環境部長決裁）
は廃止する。
- 3 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

埼玉県防災航空隊 訓練等実施計画【令和 年度】

月	事業・研修計画	自隊訓練及び連携訓練計画	運航時間(訓練)			
		機長慣熟訓練及び機長養成訓練計画	自隊訓練	連携訓練	機長慣熟	機長養成
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
		小計(時間:分)	0:00	0:00	0:00	0:00
		合計(時間:分)	0:00			

備考

令和 年 月 業務計画表

[illegible]

様式第3号

防災航空隊出場要請(受信)書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810, 7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者		
2 要請日時	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	
3 要請種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急／Drヘリ (4)調査 (5)救援		
4 発災場所 現場目標	(市・町・村)		番地
5 発災日時	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	ころ
6 災害の概要 及び要請任務			
7 必要資機材			
8 気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 雲高 m 警報及び注意報		
9 出場先 場外離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
10 搬送先 場外離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
11 傷病者	住所 傷病者の人数 名 氏名 (歳) (男・女) 傷病名 程度 (重・中・軽)		
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影、その他		
13 救援出場内容	搬送物件・人員		
14 現地搭乗者	(有・無) 職名 氏名 ほか 名		
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波 ・ 主運用波3) コールサイン		
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名 機数 機		
*以下の項目については、航空隊で出場決定後連絡します。			
1 航空隊指揮者	指揮者 受信者 無線種別(統制波 ・ 主運用波3) コールサイン		
2 出場機	出場機 「あらかわ2」 「あらかわ3」 「あらかわ4」 [コールサイン] あらかわ2:さいたまこうくうヘリ2 あらかわ3:さいたまこうくうヘリ3 あらかわ4:さいたまこうくうヘリ4		
3 到着予定時刻	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	
4 活動予定時間	時間 分		
5 航空燃料の確保	(可・否) 時間 分		
特記事項			

注:「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像電送システムを指す。

様式第4号

出 場 決 定 確 認 票

運航責任者	運航安全管理者	確 認 機 長

気象状況		天 候	風 向	風 速 45kt以下	視 程 2,000m以上	雲底高度 1,000ft以上
	出 発 地	☐ 可・ ☐ 否	☐ 可・ ☐ 否	☐ 可・ ☐ 否	☐ 可・ ☐ 否	☐ 可・ ☐ 否
	経 路	☐ 可・ ☐ 否・ ☐ 不明				
	現 地	☐ 可・ ☐ 否・ ☐ 不明				
	警報・注意報	☐ 大雨 ☐ 雷 ☐ 強風 ☐ 大雪 ☐ 濃霧 ☐ なし				

運航重量関係	現場状況	標 高 () ft	
		予想気温 () °C	
	搭乗人員	操縦士 2 人 整備士 () 人	合 計 人
		隊 員 () 人 ☐ OP ☐ R1 ☐ R2 ☐ OA	
	積込資機材	☐ 訓練救助 ☐ 山岳救助 ☐ 大 規 模 ☐ 水難救助 ☐ 火 災 ☐ Dr. へのり ☐ その他 ()	
	搭載燃料	() l ・ kg	
基地離陸重量	() kg ≤ 最大離陸重量 4,300kg 「あらかわ2」 6,400kg 「あらかわ3」、「あらかわ4」		

飛 行	☐ 可 能 ・ ☐ 不 能 ・ ☐ 状況により途中引き上げ
-----	--

時 間	日没時間		飛行可能時間	
-----	------	--	--------	--

飛行経路	
------	--

備 考	
-----	--

令和 年 月 日

総括管理者 様

災害活動報告書

防災航空隊長

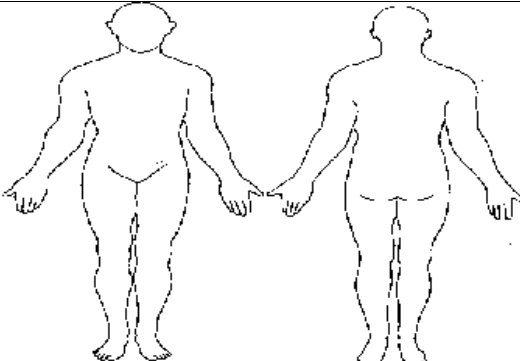
発生日時	令和 年 月 日 時 分頃	災害種別	
覚知時分	令和 年 月 日 時 分	種別件数	
覚知方法		災害累計件数	
要請機関		受信者	
発信者		電話番号	
発生場所			
事故概要			
現地気象	天候	気温	℃
	視程	雲高	m
使用場外	風向	風速	m
	注 意 報 ・ 警 報		
出動機体			
出動人員	名	名	名
出動隊員	OP:	R1:	
	R2:	OA:	
	P:	CP:	
	M:		
時間経過	出 場 時 間	:	
	現 場 到 着 時 間	:	
	救 助 完 了 時 間	:	
	帰 投 時 間	:	
時間数	活 動 時 間	:	
	飛 行 時 間	:	
	救助活動時間	:	
	救急活動時間	:	
	地上活動時間	:	
	地上救助活動時間	:	
	地上救急活動時間	:	
	飛 行 時 間	:	
	救助活動時間	:	
	救急活動時間	:	
飛 行 時 間	:		
救助活動時間	:		
救急活動時間	:		
地上活動時間	:		
地上救助活動時間	:		
地上救急活動時間	:		

報告日			
統括管理者	運行責任者	運航安全管理者	隊長

活 動 内 容								
消 火	回	L	消 火	回	L	消 火	回	L
救 助	回	人	救 助	回	人	救 助	回	人
救 急	回	人	救 急	回	人	救 急	回	人
捜 索	回	人	捜 索	回	人	捜 索	回	人
人 員 搬 送	回	人	人 員 搬 送	回	人	人 員 搬 送	回	人
資 機 材 搬 送	回	kg	資 機 材 搬 送	回	kg	資 機 材 搬 送	回	kg
情 報 収 集	回		情 報 収 集	回		情 報 収 集	回	
そ の 他	回		そ の 他	回		そ の 他	回	
時間経過	活 動 内 容 (詳 細)							
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
:								
使用 資機材	品 名		品 名		品 名		品 名	
傷病者の 情報	住 所	氏名(フリガナ)	年齢(生年月日)	性別	搬送先医療機関・傷病名	程 度	救急区分	
			歳					
			歳					
その 他の 搭乗 者	氏名(機関名等)	飛行時間	氏名(機関名等)	飛行時間	氏名(機関名等)	飛行時間		
備考								
作成者	職 ・ 氏名							

事故種別等	1 火災 2 自然災害 3 水難 4 交通 5 労働災害 6 運動競技 7 一般負傷 8 加害 9 自損行為 10 急病 11 その他										
機 体 別	☐ あわかわ2 ・ ☐ あらかわ3 ・ ☐ あらかわ4			天候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ 雪		累計			搬送人数	傷病者番号
覚 知 年 月 日	令和 年 月 日 曜日			1 休日 2 休日以外	月別						
病院等の搬送別	1 搬送 ☐ 選択 ☐ 依頼() 2 不搬送			不搬送理由	1 2次医療機関対応 2 傷病者なし 3 拒否 4 死亡 6 その他()						
覚 知 方 法	1 加入 2 警察 3 自己覚知 4 その他			要請判断者	1 現場救急隊長 2 現地医師 3 指令課 4 航空隊						
医療機関の選定				交通内訳	1相互の衝突 2単一の事故 3歩行者 4その他						
				自損内訳	1交通機関 2服毒(ガス含) 3入水・総頸 4その他						
要請機関及び発信者				電話					受信者		
活動時刻	災害通報覚知	時 分	要請時刻～出場		分	受信場所	1 センター	連携活動	1 救助連携	ヘリ連携	1 同時出場
	要 請 時 刻	時 分	要請時刻～現場到着		分		2 災害出場		2 救急連携		2 追加出場
	出 場	時 分	現 場		分		3 掃投中(災害)		3 ヘリ連携		3 先着要請
	現 場 到 着	時 分	現場～病院到着		分		4 業務中		4 医師連携		
	傷病者接触	時 分	要請時刻～病院到着		分		5 その他		5 警察連携		
	現 場 出 発	時 分	災害通報覚知～出場		分	傷病者引継ぎ場					
	病 院 到 着	時 分	災害通報覚知～ 傷病者接触		分						
	病 院 引 揚	時 分	災害通報覚知～ 病院到着		分						
	帰 隊	時 分			分						
	救急隊 病院到着	時 分									
事故発生場所						発生場所別	1住宅 2公衆出入場所 3仕事場 4道路 5その他()				
応急処置	☐ 止血	☐ うち異物	☐ 心電図	☐ 止血	☐ うち異物	☐ 心電図	☐	実施者	☐ 医師		
	☐ 固定	☐ 保温	☐ 医師	☐ 固定	☐ 保温	☐ 医師	☐		☐ 看護師		
	☐ 人工呼吸	☐ 被覆	☐ 看護師	☐ 人工呼吸	☐ 被覆	☐ 看護師	☐		☐ 救命士		
	☐ 心マ	☐ Sパシツ	☐ 救命士	☐ 心マ	☐ Sパシツ	☐ 救命士	☐		☐ 標準		
	☐ 心肺蘇生	☐ その他	☐ 標準	☐ 心肺蘇生	☐ その他	☐ 標準	☐		☐ 2課程		
	☐ 酸素吸入	☐ 血圧測定	☐ 2課程	☐ 酸素吸入	☐ 血圧測定	☐ 2課程	☐		☐ 隊員		
	☐ 気道確保	☐ 聴診	☐ 隊員	☐ 気道確保	☐ 聴診	☐ 隊員	☐				
	☐ うち経鼻	☐ Spo2		☐ うち経鼻	☐ Spo2		☐				
救命処置	☐ 除細動(実施場所) ☐ VF ☐ 無脈VT ☐ TdP ☐ VT ☐ PsvT ☐ AF ☐ Af ☐ 単相性波形 ☐ 二相性波形 確認 時 分 確認 時 分 1回目(J :) 4回目(J :) 2回目(J :) 5回目(J :) 3回目(J :) 6回目(J :) 結果 ☐ sinus ☐ VF等継続 ☐ 心静止 ☐ PEA ☐ 他() 中止・未実施理由 実施者: ☐ 医師 ☐ 救命士 ☐ 隊員 氏名			☐ 気道確保(実施場所) ☐ LM ☐ WB ☐ CT ☐ LT ☐ 他 ※ ☐ 気管挿管: ☐ 経口 ☐ 経鼻 サイズ mmカフ容量 ml 固定位置 cm 実施時刻 時 分 換気: ☐ バック ☐ 人工呼吸器 O2 % 回/分 ☐ 中止 ☐ 抜去 理由: 実施者: ☐ 医師 ☐ 救命士 ☐ 認定救命士 氏名			☐ 静脈路確保(実施場所) ☐ 実施 ☐ 未実施 ☐ 中止 実施時刻 時 分 確保部位 ゲージ数 G 輸液量 ml/時 中止・未実施理由: 実施者: ☐ 医師 ☐ 救命士 ☐ 認定救命士 氏名 ☐ 薬剤投与(実施場所) 1回目(:)薬剤名: 2回目(:)薬剤名: 3回目(:)薬剤名: 4回目(:)薬剤名: 5回目(:)薬剤名: 中止・未実施理由: 実施者氏名				
	指示要請・指導等 要請時間 時 分 医師名 要請内容(要請実施者 指示・指導内容等)										
傷病者住所							☐ 県内 ☐ 県外 ☐ 他 ☐ 国籍()				
							電話 ()				
フリガナ					性 別	☐ 男 ☐ 女	職業				
傷病者氏名					生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 (歳)					
					年齢別	☐ 新生児 ☐ 乳幼児 ☐ 少年 ☐ 成人 ☐ 老人					
既 往 歴	☐ 脳疾患 ☐ 呼吸疾患 ☐ 心疾患 ☐ その他()			傷病名			通院先				
事故概要及び 主訴・状況等											
聴取者											
()											
○高エネルギー	☐ 車外放出 ☐ 同乗者死亡 ☐ 高度車体変形 ☐ 高所墜落 ☐ 車体横転 ☐ 乗物と距離大 ☐ 救出20分以上 ☐ 高スピード ☐ 車に跳ねられ ☐ 車に轢かれた ☐ その他()										
接触時 傷病者状態	体 位			顔 貌			表 情				
	☐ 仰臥位 ☐ 腹臥位 ☐ 立位 ☐ 右側臥 ☐ 座位 ☐ 他 ☐ 左側臥 ☐ 半座位			☐ 正常 ☐ チアノーゼ ☐ 冷汗 ☐ 蒼白 ☐ 黄疸 ☐ 他 ☐ 紅潮 ☐ 発汗			☐ 正常 ☐ 興奮 ☐ 泣く ☐ 無表情 ☐ 苦痛 ☐ 苦悶 ☐ 他				

救急活動記録票

現場観察状況等	意識	JCS			損傷部位	頭部	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 他
	呼吸	回/分 ☐ 努力 ☐ 喘鳴 ☐ 下顎 ☐ いびき ☐ 他				顔面	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 耳出血等 ☐ 他
	脈拍	☐ 整 ☐ 不整 回/分 ☐ 橈骨 ☐ 大腿 ☐ 総頸 ☐ 他				頸部	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 痛み ☐ 頸静脈怒張 ☐ 他
	血圧	/ mmHg ☐ 測定できず				胸部	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 呼吸音異常 ☐ 他
	SPO2	☐ ルームエアー ☐ O2投与 ☐ 測定できず %				腹部	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 痛み ☐ 膨隆 ☐ 緊張 ☐ 他
	ECG	☐ sinus ☐ VF ☐ 無脈VT ☐ 心静止 ☐ PEA ☐ 徐脈 ☐ af ☐ ST異常 ☐ 他()				骨盤	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 骨盤動揺 ☐ 他
	瞳孔等	R ()/L () 偏視 ☐ 有 ☐ 無				大腿	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 他
	体温	℃ ☐ 腋下 ☐ 鼓膜				四肢	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 麻痺 ☐ 他
	□麻痺	☐ 運動 ☐ 言語 麻痺の部位				背部	☐ 無	☐ 外表損傷 ☐ 変形 ☐ 痛み ☐ 他
	□痙攣	☐ 強直性 ☐ 間代性 ☐ 局所 痙攣の部位 時間 約 分				☐ 体表出血 創の形状 出血量 ☐ 多 ☐ 中 ☐ 少		
□胸痛	胸痛持続約 分 ミト服用 ☐ 有 ☐ 無 服用後回復 ☐ 有 ☐ 無							
□嘔吐(約 回) □嘔気 □尿失禁 □便失禁								
□吐血 □咯血 □下血 □性器出血 □鼻出血(出血量)								
□その他								
□女性	妊娠可能性 ☐ 有 ☐ 無 最終月経 月 日		□新生児 アプガー 1分 点 5分 点	熱傷面積合計(I II III度 %) 熱源()				
□中毒	原因中毒物質							
□体位考慮	位 理由							
観察・処置の経過								
時刻 時 分 時 分 時 分 時 分 備考				初診医師所見等				
意識								
呼吸 回/分 回/分 回/分 回/分								
脈拍 回/分 回/分 回/分 回/分								
ECG								
血圧 / / / /								
瞳孔 R L R L R L R L								
Spo2 O2 % O2 % O2 % O2 %				初診時傷病名 (不搬送署名) 記入時刻 : 医師署名				
処置・判断等								
				報告日				
告別 1告示 2告示外 3その他の場所 開設者別 1国立 2公立 3公的 4私病 5私診 6接骨 7その他								
病院 開始 : 収容 1回 理由 2回 理由 3回 理由								
選定 終了 : 依頼先								
氏 名				氏 名				
医師 P				同乗者				
看護師 C P				所持品及び引渡者				
運航指揮者 □救命士 令和 年 月 日				印				
隊 員 □救命士								
隊 員 □救命士								

報告日			
統括管理者	運行責任者	運航安全管理者	隊長

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）

第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれの一通を所持する。

平成3年3月29日

(以下省略)

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

- 第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸太郎

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞

「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
- イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

- ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
- イ ヘリコプターによる情報収集等
- ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

- ア 傷病者の受入れのための医療機関
- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事都県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。)支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国

民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第 15 条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 8 年 6 月 13 日から適用する。

2 昭和 52 年 6 月 16 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 14 年 3 月 31 日から適用する。

2 平成 8 年 6 月 13 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 16 年 2 月 24 日から適用する。

2 平成 14 年 3 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 20 年 2 月 6 日から適用する。

2 平成 16 年 2 月 24 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 25 年 7 月 31 日から適用する。

2 平成 20 年 2 月 6 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 31 年 3 月 31 日から適用する。

2 平成 25 年 7 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書 10 通を作成し、各都県記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 31 日

九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成22年4月1日

一部改正 平成26年2月13日

一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあつせん

イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつせん

ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあつせん

エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん

- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあつせん

- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん

- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあつせん

- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置

- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（連絡員の派遣）

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣

し、被災地の情報収集を行うものとする。

（応援調整都県市の設置）

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援の要請及び実施）

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

（応援の自主出動）

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

（1）応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大 野 元 裕

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 小 池 百 合 子

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横浜市長 林 文 子

川崎市長 福 田 紀 彦

千葉市長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 本 村 賢 太 郎

(資料編Ⅱ-2-4-13)

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都県市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府県市（以下「構成都府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 九都県市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- (2) 災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (3) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (4) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連合組織をいう。
- (5) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供

- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。

4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による

対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

（応援の自主出動）

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都市府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都市府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。

2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- （1）防災組織体制等に関する情報交換
- （2）情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- （3）その他防災に関する業務

（事務局）

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都市府県市が別に締結する災害時の相互
応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定
に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとする
ときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自
の 1 通を所持する。

平成 26 年 3 月 6 日

関西広域連合 広域連合長	井 戸 敏 三
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	舩 添 要 一
横浜市長	林 文 子
川崎市長	福 田 紀 彦
千葉市長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	加 山 俊 夫

(資料編Ⅱ-2-4-14)

群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、群馬県、埼玉県及び新潟県（以下「三県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における三県間の相互応援の実施、又は他の都道府県で災害が発生した場合の支援における三県連携の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、三県が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって三県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 三県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、三県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材・職員等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 三県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めたときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

2 三県は、それぞれ、連絡員の派遣を受けた場合の適切な受入れ体制を、あらかじめ整備しておくものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(他都道府県で発生した災害への対応)

第8条 他都道府県で災害が発生し、当該被災都道府県に対して支援を行おうとする場合、必要に応じて、三県で情報を共有し連携に努めるものとする。

(広域応援に係る共同研究)

第9条 三県は、大規模災害が発生した場合における広域応援等に関し、応援の円滑な実施に必要な共同研究を実施するものとする。

2 前項の共同研究は、既存の広域応援計画等と整合を図るものとする。

(平素の連携)

第10条 三県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平素から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 三県は、前二条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、三県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年1月31日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各県記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1
群馬県知事 大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1
埼玉県知事 上田 清司

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事 泉田 裕彦

(資料編Ⅱ-2-4-15) 災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料

令和7年5月1日現在

区 分		A (人)	B (人)	計 (人)
建設機械操作職		0	0	0
作業船操作職		0	0	0
作業船機関職		0	0	0
医 学 職	医師	35	26	61
	歯科医師	5	0	5
	獣医師	114	124	238
	薬剤師	67	110	177
	X線技師	1	4	5
	看護師	24	88	112
	保健師	63	133	196
	助産師	0	0	0
	准看護師	0	0	0
	衛生検査技師等	0	3	3
	小計	309	488	797
建 築 職		127	93	220
土 木 職	総合土木	528	427	955
	林業土木	48	53	101
	小計	576	480	1056
その他 必要な 職種	電気職（設備職）	177	180	357
	通信職	0	0	0
	自動車運転職	0	15	15
	小計	177	195	372
合計		1189	1256	2445

Aは、設計監督操作運転等当該業務を独立して遂行する能力を有する者
Bは、補助的業務に従事する者